

ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる裁判例

——退職年金と相続税について——

渡 邊 泰 彦

同性登録パートナーシップ制度の検討が、婚姻制度を映す鏡として、婚姻の検討に役立つ場合がある。

これまで、日本では、内縁・事実婚の研究が、婚姻を映す鏡としての役割を果たし、婚姻のどの効果が内縁に認められるのか、男女の共同生活であることから認められる効果が何であるかが、明らかになってきた。その過程は、婚姻の効果は婚姻であるから認められるというトートロジーから脱却するために有益であったと評価できる。ただ、ともに男女カップルを対象とする婚姻と内縁の比較は、婚姻に近づくことを目指す準婚理論のもとで、婚姻を映す鏡としての役割を果たすには限界があった。

同性登録パートナーシップ制度との比較は、違う角度から婚姻に鏡を当てることができる。それにより、婚姻に認められる効果が、男女間の結びつきに由来するのか、共同生活に由来するのかを検討することが可能となる。この検討には、複数のアプローチがある。

ひとつは、同性間の婚姻を認める国において、男女間の婚姻と同性間の婚姻の効果に違いが設けられているのかを調べる方法である。ただ、この方法では、同性カップルについても、婚姻の効果は婚姻であるから認められるというトートロジーに陥る危険もある。

もうひとつは、婚姻と同性パートナーシップの効果に違いがある国を対象に取り上げる方法である。立法が行われていた当初には、婚姻に認められる効果のうち、何が同性パートナーシップに認められ、また認められないのかを、規定や立法理由から調べていくことが中心であった。しかし、このアプローチには限界があったことを認めざるを得ない。つまり、同性

パートナーシップ制度の導入という賛否のわかれるテーマでは、政治的判断から必要以上に婚姻との差を強調することが行われるからである。

現在のヨーロッパでは同性パートナーシップ制度が受け入れられたうえで、婚姻と同性パートナーシップの効果の差を、もう一度見直すことが行われている。このような議論が行われるのは、当初の同性パートナーシップ法に歪みがあり、それを後に修正していく国である。逆説的ではあるが、迷走の度合いが深いほど、問題点がより明らかになってくる。この意味から、制度設計での問題ではなく、政治的状况により歪みが生じたドイツの生活パートナーシップ法は、検討対象に適している。というのは、ドイツでは、生活パートナーシップ法を成立させるために、税法を含め立法過程で連邦参議院の同意を必要とする部分が生活パートナーシップ法草案から生活パートナーシップ法補足法草案に分離されて廃案となり、当初予定⁽¹⁾されていた制度が実現しなかったからである。その後も、政治的状况により生じた歪みを取り除き、本来予定された姿になるために一步一步進まざるを得なかった。

そのような近時の歩みを示すために、本稿では、ドイツの生活パートナーシップに関わる2つの裁判例を紹介する。ひとつは公務員の退職年金に関するヨーロッパ司法裁判所の決定であり、もうひとつは相続税法の配偶者控除などに関するドイツ連邦憲法裁判所の決定である。

註

- (1) 立法過程の状況については、渡邊泰彦「同性の生活パートナーシップとは——ドイツ生活パートナーシップ法をめぐる議論」徳島文理大学紀要62号(2001)81頁、渡邊泰彦「ドイツ同性登録パートナーシップ法をめぐる連邦憲法裁判所判決——家族手当と遺族年金について——」産大法学43巻3・4号(2010)409頁を参照。

I 年金——ヨーロッパ司法裁判所

ドイツでは、2001年制定当時の生活パートナーシップ法によって、社会法典第6編の寡婦（寡夫）年金の規定が改正されなかった。2004年の生活パートナーシップ法改訂法によって社会保障法典第6編46条4項が挿入され、寡婦年金及び寡婦年金で夫婦と同様の扱いがなされるようになった。

しかし、別稿で紹介したドイツ連邦憲法裁判所2009年7月7日決定⁽²⁾では連邦及び州年金機構の遺族年金、後述のマルコ事件ではドイツ劇場年金機構の遺族年金、レーマー事件では市の退職年金において、生活パートナーシップの当事者が夫婦と同様に扱われていないことが問題となった。

この問題について、ヨーロッパ司法裁判所では、一般雇用均等指令（EU指令2000/78⁽³⁾）による性的指向に基づく差別となるかという点から検討された。

一般雇用均等指令2条1項は、平等原則とは、1条に掲げる宗教、思想、障害、年齢、性的指向を理由とする直接的又は間接的差別が許されないことを意味すると定める。直接的差別とは、2条2項a号により、1条に掲げる理由に基づき、比較可能な状況において、他の者よりも少ない優遇しか受けないことを意味する。間接的差別とは同b号により、見た目は中立的な条文、判断基準または手続きによって、一定の性的指向などを有する人に特別な方法で他の人と比べて不利益を与えることを意味する。ただし、適法な目的によって実際上の理由から正当化され、この目的の達成のために適切、かつ、必要である場合には、間接的差別とはならない。

一般雇用均等指令2条と年金などにかかわるヨーロッパ司法裁判所とドイツの裁判所の主な判断を整理すると次のようになる。

連邦行政裁判所2006年1月26日判決→連邦通常裁判所（BGH）2007年2月14日判決→連邦憲法裁判所2007年9月20日決定⁽⁴⁾→マルコ事件判決（2008年）→連邦憲法裁判所2009年7月7日決定→レーマー事件判決（2011年）

連邦憲法裁判所 2009 年決定の原審にあたる連邦通常裁判所 2007 年判決は、上告理由に述べられていた一般雇用均等指令について検討し、連邦及び州年金機構の遺族年金が、同指令の適用範囲に入らないと判断していた。連邦憲法裁判所 2007 年決定は、公務員の家族手当について一般雇用均等指令を考慮しないとした原審の連邦行政裁判所 2006 年 1 月 26 日判決⁽⁵⁾の判断を肯定していた。

マルコ事件の後に下された連邦憲法裁判所 2009 年決定は、生活パートナーに遺族年金の受給を認めない年金機構の定款が基本法 3 条 1 項の平等原則に違反すると判断したが、一般雇用均等指令について触れなかった。

1 事実関係

1) マルコ事件

ヨーロッパ司法裁判所 2008 年 4 月 1 日判決で、原告のマルコ氏は、舞台衣装制作者 A と 2001 年 11 月 8 日に生活パートナーシップを創設した。A は、1959 年からドイツ劇場年金機構 (Vddb (Versorgungsanstalt der deutschen Bühnen)) に加入しており、強制加入の保険期間のみならず、任意の付加年金保険料 (Weiterversicherungsbeiträge) を支払っていた。2005 年 1 月 12 日に A が死亡した。同年 2 月 17 日付の書面で、マルコ氏は、ドイツ劇場年金機構に寡夫年金を請求した。しかし、生活パートナーからの請求は定款で予定されていないとして、年金機構は、請求を拒絶した。

マルコ氏は、ミュンヘン行政裁判所に訴えを提起した。同行政裁判所は、ヨーロッパ司法裁判所に、ドイツ劇場年金機構が関わる事案を一般雇用均等指令 (EU 指令 2000/78) に従って判断できるのかについて質問を提出した。

2) レーマー事件

ヨーロッパ司法裁判所 2011 年 5 月 10 日判決で、原告のレーマー氏は、1950 年から 1990 年 5 月 31 日まで、ハンブルク市の行政事務員として働いていた。1969 年から共同生活している U 氏と 2001 年 10 月 15 日に生活

パートナーシップを創設した。

2001年11月28日にレーマー氏は、生活パートナーシップを創設した旨をハンブルク市に文書で通知した。それとともに、夫婦と同様の有利な税率(III/0)による給与所得税を差し引いた所得で付加(補完)年金額を新たに算定するように申し立てた。

しかし、ハンブルク市は、市の退職年金法(Ruhegeldgesetz)10条6項11号により、婚姻しており、かつ、継続的に別居生活していない年金受給者、および児童手当又はそれに相応する給付の請求権を有している年金受給者のみが有利な税率(III/0)で算定されるとして、これと同様にレーマー氏の年金額は算定しないと伝えた。

夫婦と同様の税率で算定すれば、レーマー氏の退職年金は毎月約302ユーロ高くなっていた。

レーマー氏は、年金の算定の際に、「婚姻しており、かつ、継続的に別居生活していない」とは、生活パートナーシップを行っている当事者をも意味すると解釈しなければならないと主張し、ハンブルク労働裁判所に訴えを提起した。また、この平等扱いへの請求権は、一般雇用均等指令に基づくとした。

これに対して、ハンブルク市は、基本法6条1項に従い婚姻と家族が国家秩序の特別の保護のもとにあることを理由にあげた。家族を形成する、または潜在的な形成可能性がある人に有利であることは、家族形成と結びついた経済的負担を補整する目的を有しているとした。

2 一般雇用均等指令の適用範囲

マルコ判決は、ドイツ劇場年金機構の遺族年金の問題が、一般雇用均等指令の適用範囲に入ると判断した点で、重要な意味を有している。しかし、この点について深く立ち入ることは、本稿の目的から外れるため、簡単に触れるに留まる。

マルコ判決は、ドイツ劇場年金機構のような職能身分的な年金制度での遺族年金が、ヨーロッパ共同体条約141条の意味における賃金⁽⁸⁾(pay)と

同視でき、国家的制度またはそれと同等の社会保障もしくは社会保護の国家的制度に含まれないとした。

レーマー判決も、マルコ判決に基づいて、ハンブルク市の退職年金にも一般雇用均等指令が適用されるとした。

3 直接的差別

両判決とも、一般雇用均等指令の適用を認めただけで、同指令の直接的差別または間接的差別に該当するかを検討した。マルコ判決が示した基準を、レーマー判決も引き継いでいる。

マルコ判決は、遺族年金に関して夫婦と生活パートナーは、同一の状況ではないとしても、一般雇用均等指令1条にある比較可能な (comparable) 状況にあるとした (マルコ判決 par.69)。さらに、レーマー判決は、この比較可能性の調査が、一般的、かつ、抽象的であることは許されず、給付について特定に、かつ、具体的に行わなければならないと述べる (レーマー判決 par.42)。

両判決とも、一般的・包括的に生活パートナーシップが婚姻と法的に同じ地位におかれていないから比較可能な状況ではないという判断はしなかった。給付の保障の目的と要件を考慮し、夫婦と生活パートナーの権利と義務に焦点を合わせた分析によって、状況を比較する (レーマー判決 par.43)。

具体的には、同性カップルが生涯にわたって創設される扶助と相互の責任の共同体で生活するために、生活パートナーシップ法が制定されたことに着目する。それとともに、ドイツでは、婚姻締結が男女カップルにのみ認められ、同性カップルに認められないことも指摘する。これらの点から、生活パートナーシップが同性カップルのために創られ、徐々にその条件が婚姻に近似していったと評価した。(マルコ判決 par.67、レーマー判決 par.44)

2004年の改正により生活パートナーシップ法の規定がより婚姻に近づいたことも考慮された。レーマー判決は、残っている区別は本質的に、当

事者が婚姻では異性であり、生活パートナーシップでは同性であることを要件とする点にあると述べる。(レーマー判決 par. 45)

遺族年金が問題となったマルコ判決では、社会保障法典第6編46条で、寡婦・寡夫年金で婚姻と同じに扱う規定が挿入されたことを指摘した。(マルコ判決 par. 68)

レーマー判決では、生活パートナーシップの当事者が相互に扶助と支援の義務を負い、その労働及び財産によってパートナーシップ的生活共同体で適切に扶養する義務を負う点で(生活パートナーシップ法2条、5条)、共同生活中的の夫婦と同様であることを指摘した(レーマー判決 par. 47)。

このような状況から、生活パートナーシップが婚姻と同一ではないとしても、同性カップルが遺族年金に関して夫婦と比較可能な状況にあるとした。(マルコ判決 par. 69)

マルコ判決は、ドイツ劇場年金機構の定款では、遺族年金が生存配偶者にものみ保障されおり、生活パートナーシップの生存当事者には認められておらず(マルコ判決 par. 70)、生存配偶者に比べてより劣る優遇しか受けていない(マルコ判決 par. 71)と述べる。

レーマー判決も、同性のパートナーと生活パートナーシップを行わずに、異性の人と婚姻していたならば、より高い付加年金収入を得ていたかもしれない点で、性的指向を理由としてより少ない優遇しか受けていないとした。(レーマー判決 par. 49)

生存配偶者と生存生活パートナーが比較可能な状況にあることから、性的指向に基づく直接的差別が存在すると結論づけた。(マルコ判決 par. 72、73、レーマー判決 par. 51)

4 小括

マルコ判決は、生活パートナーシップと年金の問題が一般雇用均等指令の適用対象であるとして扉を開き、レーマー判決がその方向を推し進めて確立させたと評価できる。

また、この両判決の間に、ドイツ連邦憲法裁判所2009年7月7日決定

を挟むと、ドイツ連邦憲法裁判所の考え方の変化への影響も見て取ることができる。つまり、2009年決定で、「遺族年金において婚姻と生活パートナーシップが異なる扱いを受けるならば、性的指向に基づく不平等扱いが生じている⁽⁹⁾」と明確に述べる伏線として、マルコ判決を位置づけることができる。

レーマー判決では、退職年金が問題となっているが、所得税法により夫婦に適用される税率でもって生活パートナーシップの当事者の年金を算定できるというように、税法の問題とも関わっている。次の連邦憲法裁判所2010年決定とともに、次の問題である所得税法でも生活パートナーシップを婚姻と同じに扱う方向に影響を与え⁽¹⁰⁾るとも評価されている。

ヨーロッパ司法裁判所の判例とドイツ連邦憲法裁判所の関係を示すものであるが、この点について検討するのは、筆者の能力では不可能であるため、指摘だけに留める。

註

- (2) BVerfGE 124, 199. 渡邊・前掲 産大法学 43巻3・4号409頁以下で紹介している。判決と表記しているが、決定の誤りである。
- (3) 渡邊・前掲 産大法学 43巻3・4号425頁以下。
- (4) EuGRZ 2007, 609 = NJW 2008, 209 = FamRZ 2007, 2045. 同決定について、渡邊・前掲 産大法学 43巻3・4号415頁以下で紹介しているが、一般雇用均等指令に関する部分はあげていない。
- (5) BVerfGE 125, 79.
- (6) C-267/06, Maruko [2008] European Court reports I-01757
- (7) C-147/08, Römer [2011] EuGRZ 2011, 278 = NJW 2011, 2187.
- (8) ヨーロッパ共同体条約141条2項で、賃金とは、基本給、最低賃金、並びに労働者とその雇用に関して、雇用者から直接又は間接に現金又は現物によって受けるその他の対価を意味する。
- (9) 参照、渡邊・前掲 産大法学 43巻3・4号428頁。
- (10) Wolf-Dieter Tölle, Die eingetragene Lebenspartnerschaft im steuerlichen Wandel, NJW 2011, 2165 ff., 2168 f.

II 相続税・贈与税法——ドイツ連邦憲法裁判所

1 相続税・贈与税法における生活パートナーシップ

2001年に成立した生活パートナーシップ法10条は、配偶者と同様の相続権と遺留分権を生活パートナーに認めた。しかし、はじめに述べた生活パートナーシップ法補足法草案が廃案となり、相続税及び贈与税法（以下では、相続税法とする）、土地取得税法、所得税法には、生活パートナーシップに関する規定が設けられず、生活パートナーシップの当事者に税を軽減する措置は、存在しなかった。

2001年当時の相続税法は、配偶者や近親が相続人となる場合に、高い控除額と低い税率によって、小規模及び中程度の財産の相続に優遇を与えていた。相続税法旧16条1項1号は、配偶者に600,000マルク/307,000ユーロの個人控除額を、相続税法旧17条1項は500,000マルク/256,000ユーロの特別年金控除（*besonderer Versorgungsfreibetrag*）を認めていた。配偶者は、相続税法旧15条1項により課税階級Iに分類され、相続税法19条1項により7%から30%の間の税率で相続税が課せられた。

それに対して、生活パートナーシップの当事者は、相続税法旧15条1項では「その他の取得者」として課税階級IIIに分類され、相続税法旧16条1項5号、15条1項により10,000マルク/5,200ユーロの個人控除額が認められていた。特別年金控除はなかった。相続税法旧19条1項により課税階級IIIで相続財産の17%から50%という配偶者に比べて高い税率で相続税が課せられた。

2008年の相続税法改正（2009年1月1日施行）により、配偶者と同額の個人控除額及び特別年金控除が認められた。しかし、税率は依然として課税等級IIIとされていた。

連邦憲法裁判所2010年7月20日決定⁽¹¹⁾では、2001年8月1日の生活パートナーシップ法施行から2009年1月1日までに相続が開始した場合でも、配偶者と同じ控除が認められ、同じ税率で課税されるべきかが問題となった。

2 原審連邦財政裁判所 2007 年 6 月 20 日決定

連邦憲法裁判所 2010 年 7 月 20 日決定は、連邦財政裁判所 2007 年 2 月 1 日決定（未公開）と同 2007 年 6 月 20 日決定⁽¹²⁾の上告審である。

2001 年に生活パートナーシップが創設され、2 月 1 日決定の事案では 2001 年に、6 月 20 日決定の事案では 2002 年に、当事者の一方が死亡した。2004 年生活パートナーシップ法改訂法による現在の規定ではなく、2001 年制定当初の規定による生活パートナーシップが問題となった。⁽¹³⁾

連邦財政裁判所 2007 年 6 月 20 日決定は、次の理由から生活パートナーシップの当事者が相続税法で配偶者と同じ地位になることへの請求権は、憲法を理由に認められるのではないと結論づけた。

1) 基本法 3 条

まず、平等権に関する基本法 3 条 1 項から認めることはできないとする。ここでは、婚姻と家族のみが基本法 6 条 1 項による特別の保護の下にあることを強調した。そして、連邦憲法裁判所 2002 年 7 月 21 日判決⁽¹⁴⁾から、立法機関が基本法 6 条 1 項の婚姻の保護を顧慮せずに生活パートナーシップに夫婦と同じ優遇措置を認めることはできるが、基本法 3 条 1 項を顧慮せずにこの優遇を行わなければならないのではないとした。婚姻と家族のみが基本法 6 条 1 項による国家の特別の保護の下にあり、婚姻と生活パートナーシップに関して異なる憲法状況が、基本法 3 条 1 項のもとでも存続するとする。そして、生活パートナーを配偶者と平等に扱うには、それを定めた税法上の規定が必要と述べた。(Rz. 9)

次に、基本法 3 条 3 項の差別禁止からも、立法機関が、相続税法で生活パートナーを配偶者と同じ地位におく立法を行う義務はないとする。(Rz. 10)

この連邦財政裁判所決定は、基本法 3 条 1 項の平等原則に対して、基本法 6 条 1 項の婚姻と家族の保護が優先すると考える点で、同時期の遺族年金に関する連邦通常裁判所 2007 年 2 月 14 日判決、公務員の家族手当に関する連邦憲法裁判所 2007 年 9 月 20 日決定と同様の判断をしていた。⁽¹⁵⁾

2) 基本法 14 条 1 項

第三者と同じ税率による課税は、相続権を保障する基本法 14 条 1 項 1 文にも違反しないとする。連邦憲法裁判所 1995 年 6 月 22 日決定（後述 3 6）（3）家族原理を参照）を引用し、配偶者と近親に相続税の控除を認めるといふ相続税課税の制約は、基本法 6 条 1 項から導き出され、配偶者と子に控除が限定されるとする。そこで、夫婦ではないカップルにも夫婦と同様に課税する請求は、基本法 3 条 1 項の平等原則の問題となり、相続税法に規定することで可能になると述べた。（Rz. 11、12）

3) 連邦憲法裁判所 2002 年 7 月 21 日判決

税法に関する規定が生活パートナーシップ法補足法草案に含まれていたという生活パートナーシップ法の立法過程に関して、連邦憲法裁判所 2002 年 7 月 21 日判決の内容を検討した。

連邦憲法裁判所 2002 年 7 月 21 日判決は、生活パートナーシップ法に扶養義務の規定がありながら、税法上の控除がない状態について、次のように述べていた。

扶養義務による経済的負担を税法で考慮しないとすれば、基本法 3 条 1 項に反する可能性がある。しかし、生活パートナーシップ法補足法が成立していないため、生活パートナーシップの当事者について控除することはできない。しかし、通常外の負担として所得税を軽減するように考慮できるため、生活パートナーシップ法の扶養の規定は基本法に違反しない⁽¹⁶⁾。

この点を含め、連邦財政裁判所決定は、生活パートナーシップの当事者の扶養権の規定と、その扶養権に基づく扶養給付を税法で考慮するにあたり、同じ 1 つの法律において規定する必要はないと述べているものと理解した。さらに、登録パートナーシップの税法上の効果については、別の第二の法律で定めるものと考えた。これに対して、婚姻の税法上の効果へ近似することが基本法 3 条 1 項の平等原則からすでに明らかなのであるから第二の法律はどのみち必要ないという理解を、排斥した。（Rz. 15）

また、法律が必要ないとすれば、州または地方公共団体にすべてまたは一部がもたらされる税に関する立法には連邦参議院の同意を要するとする

基本法 105 条 3 項について、連邦憲法裁判所がその判決でふれているはずだと述べた。(Rz. 15)

これらの理由から、相続税法の配偶者控除、特別年金控除、税率の規定は、生活パートナーに類推適用もされず、法の欠缺も存在しないとされた。

3 連邦憲法裁判所 2010 年 7 月 21 日決定

1) 結論

本決定は、個人控除額、税率、年金免税額において考慮されていないことにより、配偶者に対して登録生活パートナーが相続税税法上で重い負担を受ける劣悪な地位にあることは、一般平等原則（基本法 3 条 1 項）に合致しないと結論づけた。厳格な基準で比較しなければならない不平等は、十分な正当化理由を欠いているとした。(Rz. 74, 75)

正当化理由の存否について、基本法における原則と、税法上の原則の 2 つの側面から、相続税法における婚姻と生活パートナーシップの異なる扱いが正当化されるかを検討した（以下では、税法での議論の詳細には立ち入らず、家族に関わる点についてのみ紹介する）。

2) 基本法 3 条 1 項の平等原則について

連邦及び州年金機構の遺族年金に関する連邦憲法裁判所 2009 年 7 月 7 日決定⁽¹⁷⁾と同様に、基本法 3 条 1 項の一般平等原則に基づいて判断した。

連邦憲法裁判所の判例によれば、一般平等原則からは、本質的に同じものは同じに、本質的に異なるものは異なって扱うという要請が生じる。これは、不平等な負担や不平等な優遇に対しても適用される。そのため、ある人的範囲に優遇を保障し、他の人的範囲には与えないという、平等に反する優遇の排除も禁止される。(Rz. 79)

そして、個々の事案でどのような要件のもとで立法者が恣意の禁止または比例的平等扱いの原則に反しているかについての詳しい判断基準及び評価基準は、抽象的及び一般的ではなく、該当する様々な事実及び規定の領域と関連してのみ定めることができる。(Rz. 80)

3) 税法の立法における2つのガイドライン

税法における課税対象の選択と税率の決定に際して、立法機関は、広汎な裁量権を有しているが、次の要請によって制約されている。応能負担原則に従って納税義務者に税法によって法的にそして実際に同程度で負担を負わせなければならない、応能負担原則による税負担の達成の要請がある。さらに、この要請のもとで、立法機関は、課税対象の選択とともに行う負担の決定の結果が正当になるように行わなければならないという、結果の正当性の要請がある。もし、結果の正当性の例外があれば、特別な実際上の理由が必要となる。(Rz. 81)

平等原則の税法上の特徴である結果の正当性を尊重し、給付能力に従った同程度の課税の原則にしたがい、本件の相続税法の規定を調べなければならないとする。(Rz. 82)

4) 比例原則

相続財産による異なる税負担が人格に関連するメルクマールによって区別されていることから、比例原則にそって平等であるかが検討された。(Rz. 83)

連邦憲法裁判所の判例から、憲法上保障された自由に不平等扱いが与える影響が強くなるほど、そして個人が不利な結果を自己の態度によって回避できなくなるほど、立法機関への制約はより強くなる。とりわけ、規範の名宛人のある集団が他の名宛人集団との比較において、不平等扱いを正当化することができるような性質及び重要性の違いが両グループ間に存在しないにもかかわらず、異なって扱われている場合には、基本法3条1項から生じる限界を超えているとされる。(Rz. 84)

相続税法においても、課税階級による分類、個人免税額と税率の等級では、家族上及び血縁上の近さにかからしめた集団によって区別している。相続人は自己の態度によって税負担の区分に影響を及ぼすことはできない。立法機関が相続税について相続人をグループ分けする際には、異なる税負担を基本法3条1項のもとで正当化できる十分な区別の理由を必要とする。(Rz. 85)

5) 性的指向による不平等扱い

連邦憲法裁判所 2009年7月7日決定が指摘したように、婚姻と生活パートナーシップの選択の決定では、性的指向が問題となる。そのため、婚姻と生活パートナーシップという、ともに継続的であり法的に確立された関係で、具体的な不平等扱いを正当化するためには、十分に重要な区別が必要とした。(Rz.86)⁽¹⁸⁾

6) 正当化理由

本決定は、個人控除額（相続税法旧16条）、年金控除額（同旧17条）、税率（同旧19条）の正当化理由の存否について、基本法6条1項の婚姻保護、応能負担原則、家族原理の3点から考察した。その結果、1997年度の相続税法において生活パートナーが配偶者に比べて著しい不利益を受けることを正当化するような、重大な違いは存在しないと結論づけた。(Rz.88, 89)

(1) 婚姻の憲法上の保護

基本法6条1項は、婚姻と家族を国家秩序の特別な保護のもとにおくと定める。本決定は、連邦憲法裁判所 2009年7月7日決定を引用し、婚姻と比肩しうる生活スタイルであるにも関わらず、この生活スタイルへの不利益とともに婚姻の支援が生じるならば、婚姻保護の要請だけを理由にして区別を正当化することはできないと述べる。(Rz.91)⁽¹⁹⁾

さらに、婚姻と家族に対する基本法での保護義務（基本法6条1項）をはたす国家の権限は、原則として、どの範囲で第三者が平等扱いを主張できるかという問題には関係がないとする。したがって、本件のように、配偶者と家族構成員への法律上及び実際の支援と平等に扱うことへの請求を、生活パートナーのような第三者にも（どの範囲で）認めるのかという問題は、基本法3条1項の平等原則によってのみ判断できるとする。(Rz.92)

(2) 応能負担原則

相続税は、相続人に生じた財産増加をその相応する価値で把握し、相続により生じる経済的給付能力の増加に課税している。この相続による財産

の増加は、配偶者でも、生活パートナーでも同じく生じる。(Rz.93)

そこで、本決定は、被相続人の配偶者と子に控除額を高く認める根拠を概観したうえで (Rz.94)、財産をできる限り減らさずに子孫に継承していく良俗上の義務を除く、その根拠の多くが生活パートナーシップに妥当することを示した。

生活パートナーシップの当事者も、夫婦のように、継続的で法的に確立したパートナーシップにおいて生活している。生活パートナーシップの当事者の一方は生存中に他方の財産に関与しており、その当事者の生活水準を一方の死亡後にも維持できることを、他方は期待している。生活パートナーシップの当事者は、自身のためだけではなく、その生活パートナーのために、場合によっては共に生活している子のために、財産を形成している点でも、夫婦と異ならない。扶養の補充の機能も、遺産は有している。被相続人の死亡により家族が収入源と生活保障給付を失うことから、相続税法による控除によって配偶者が遺産を維持できることには生活保障効果 (Versorgungswirkung) があり、その効果は、生活パートナーシップの当事者にも与えられるとする。(Rz.96)

決定理由では、扶養を補充する機能について、生活パートナーシップ法と民法を比較して検討した。まず、婚姻について、民法 1360 条 1 文が「夫婦は、その労働及び財産により家族を適切に扶養する義務を互いに負う」と規定するのに対して、2004 年までの 2001 年生活パートナーシップ法 (以下、2001 年法と記す) 5 条は、「生活パートナーシップの当事者は適切な扶養について互いに義務を負う」という異なる文言であった。また、2001 年法は、民法 1360 条 2 文 (家政を委ねられた夫婦の一方は家政の実行という労働によって家族の扶養に寄与する) にあたる規定を欠いていた。さらに、2001 年法 12 条は、別居扶養について、所得活動を行わない当事者の一方には、その扶養を所得活動によって自ら得るように命じることができると規定していた (これらの点について、現在では、2004 年改正により、民法と同じ内容となっている)。

このような違いがあったとしても、本決定は、配偶者の扶養請求権とそ

の本質において対応する扶養請求権を生活パートナーシップの当事者が有していたと述べる。前述の2001年法と民法の相違点も、配偶者による相続にのみ扶養を補充する機能を認めることを正当化しないとす。 (Rz. 96)

(3) 家族原理

本決定では、憲法に定着している家族原理 (Familienprinzip) が、相続税法に基準と方向性を与え、個人控除額の形成及び税率に影響を与えていることを認める。しかし、家族原理によっても、相続税法において配偶者に比べて生活パートナーが劣後することは正当化できないとする。 (Rz. 97、113)

a) 当事者間の関係について

民法の相続の規定と相続税法は、被相続人の配偶者と近親に特別の地位を認めている。これは、配偶者と血族の法定相続権及び遺留分権からも明らかである。 (Rz. 98)

連邦憲法裁判所の判例において、基本法14条1項1文の相続権保護の基本的内容として遺言自由と血族の相続権が認められるとともに、基本法6条1項により婚姻と家族は保護される。それゆえ、相続税法では、家族原理が、税負担の基準について制約として考慮に入れられている。最も近い親族が被相続人との間に有する家族的な関連を、相続税法では考慮しなければならぬこととなる。

本決定が引用する連邦憲法裁判所1997年10月28日⁽²¹⁾決定では、次のように述べていた。

「相続税法の立法機関は、基本法14条1項2文による規律の権限について——相続権保障の原則的内容からのほかに——例えば婚姻と家族保護 (基本法6条1項)、一般平等原則 (基本法3条1項) から生じる制限に拘束されている。それにより、婚姻と家族に結びついた税法上の不利益は、原則として禁止される。最も近い家族構成員が遺産との間に有する家族的な関連を考慮しなければならない。結局、税法の規定は、——憲法上許された区別を別とすれば——納税義務者に同程度で負担を負わさなければならず、納税義務者の異なる給付能力を考慮しなければならない。これらの

要請は、個別事案において税法の規定を解釈し、適用する場合にも、尊重しななければならない。⁽²²⁾」

さらに本決定では、連邦憲法裁判所 1995 年 6 月 22 日決定を引用し、⁽²³⁾「家族構成員とりわけ配偶者と子について、少なくとも彼らが承継した相続財産のうち明確に主たる部分について、または財産が少ない場合にはその全部について、税を免じるという有利な方法で、税での介入を緩和しなければならぬ⁽²⁴⁾」と述べる。(Rz. 99)

引用元の 1995 年 6 月 22 日決定では、さらに、控除額を超える「財産増加との関連において、配偶者にとって相続が婚姻上の取得共同体 (Erwerbsgemeinschaft) の結果にとどまり、相続法にある子の家族財産への共同権利を (Mitberechtigung) を失わせない程度に、相続税法による介入が制限される。現行法において、この基本法 6 条 1 項によって示された税負担の段階を、被相続人から遠い納税義務者の相続に適用される税率を、近い家族構成員の相続にははっきりと低くすることによって、立法機関は受け入れている。⁽²⁵⁾」と述べていた。

配偶者控除と家族原理との関係は、立法資料では明示されていないが、本決定は、家族原理が相続税法の基本規定にとって重大なものであり、そのことに疑いはないと述べる。家族原理から、出生と婚姻を基準とする家族の近さは、控除額と税率の等級について決定的な判断基準となるとする。(Rz. 100)

問題は、このような家族原理が、控除において生活パートナーが配偶者に対して劣後することを正当化できるかである。

約束に基づく生活共同体と、継続的に引き受け、法的に拘束する相手方への責任という点で、生活パートナーシップと婚姻に違いはない。双方とも、継続を目的とし、法的に確立しており、相互的な責任の義務 (Einstandspflicht) を作り出している。そのため、家族原理により、相続税法で生活パートナーと比べて配偶者を優遇することは、正当化されないとする。(Rz. 102)

基本法 6 条 1 項の婚姻保護に基づく配偶者の優遇を、夫婦間の人的共同

体が経済的基礎への共同の関与と相互的な扶養義務と補佐義務 (Beistandpflicht) によって特徴付けられていることで正当化するとしても、その特徴は同じく生活パートナーシップにも妥当すると述べる。(Rz. 103)

b) 子との関係

家族で作り出した財産を後の世代に承継させることを立法機関が視野に入れ、支援していることは、相続法と相続税法で示されている。子が相続した主要な財産などの税を免じるという考えも、次世代への相続と関連することで、その独自の意義と特別の正当化理由を有しているとする。(Rz. 105)

また、相続のたびに幾度も相続税を遺産で負担することは、私的な生活形成の基礎となる小規模及び中規模の財産をできるかぎり消尽せずに幾世代にわたって維持するという家族原理の保護目的から疑問となるとする。最初の相続のみならず、数世代にわたって続く家族財産の継承が、被相続人の関心の中心にあり、相続法の本質を特徴付けている。もっとも、家族の事情や被相続人の遺言により親の世代に相続される、または第三者が受益することを、排除するわけではない。(Rz. 105)

相続において考慮される世代間承継の出発点としての適性という点で原則として婚姻が生活パートナーシップと区別されることに対して、本決定は次のように述べた。

婚姻が異性のパートナーとの結びつきとして自己の後継世代の出発点となる可能性があるのに対して、生活パートナーシップは同性カップルに限定され、原則的に、共通の子が出生しない。親子について夫婦にのみ委ねられている自由な決断を顧慮しなければ、婚姻は、法律で整えられた形態をとおして特権化された家族形成のための法域であると述べる。(Rz. 106)

しかしながら、婚姻の有する後継世代の出発点という抽象的な適性が、共通の子への家族財産の相続との関連において、配偶者に有利な高額の控除を正当化するとはいえないとする。本決定は、このアプローチを徹底するならば、共通の子のある夫婦についてのみ控除による婚姻の優遇が認められると考えるようである。しかし、現在の相続税法では配偶者控除の額

を共通の子の有無によって区別していないことから、後継世代の出発点という抽象的適性は、夫婦と生活パートナーシップの間の異なる扱いを正当化する理由として援用できないとする。(Rz. 107)

4 小括

現在では、2010年の相続税法改正により、課税階級を定める15条1項1号にも「配偶者」に続いて、「及び生活パートナー」という文言が挿入され、両者は同じ扱いとなっている。

前述のように原審と本決定で大きく考え方が異なったのは、その間に下された2009年7月7日決定で連邦憲法裁判所が方向を転換したためである⁽²⁰⁾。

本決定は、連邦憲法裁判所2009年決定の延長線上にあると位置づけることができる。また、ドイツにおいて、これから出される所得税での生活パートナーシップの扱いに関する連邦憲法裁判所の判断につながるものと位置づけられている⁽²⁶⁾。

連邦憲法裁判所判例の流れは、基本法3条1項の平等原則と同6条1項の婚姻の保護との関係について、婚姻の保護を特別視しないという方向に進んでいる。

そのため、従来の連邦憲法裁判所の判例で唱えられてきた「基本法6条1項において憲法上保証される評価イメージによれば、婚姻は男女間の包括的な生活共同体の唯一正統化されたスタイルであり、子の健全な身体的及び精神的発達は婚姻でのみ実現される父と母との完全な家族共同体で生まれることを原則として前提とする⁽²⁷⁾」という理解が問題とならないことを示している。そして、基本法立法当初に考えられていた婚姻と家族の法律上の保障とわずかな共通点しか有していないと評される⁽²⁸⁾。もっとも、生活パートナーシップが基本法6条1項の保護を受けるのではなく、この両者の関係については、さらに検討が必要である。

さらに、2010年決定は、夫婦と生活パートナーシップにおける当事者間の関係の比較にとどまらず、相続に関連して家族原理に基づく婚姻の優

遇をも検討の対象とした点に特徴がある。それでも、生活パートナーシップは、家族原理の対象ではないと受け取れる。むしろ、家族原理を純粹に体现する規定に基づくならば、婚姻と生活パートナーシップの異なる扱いは正当化される可能性がある。

註

- (11) BVerfGE 126, 400.
- (12) BFHE 217, 183.
- (13) 生活パートナーシップ改訂法が2005年1月1日に施行された後にも、いくつかの点で改正が行われたが、現在の生活パートナーシップ法の枠組みは維持されている。2004年改正法、2001年法の規定については、渡邊泰彦「生活パートナーシップ法条文仮訳」東北学院大学法学政治学研究所紀要13号(2005)113頁を参照。
- (14) BVerfGE 105, 313ff. 本判決については、渡邊泰彦「生活パートナーシップに関する2002年7月17日連邦憲法裁判所判決について」徳島文理大学研究紀要65号(2003)25頁以下、三宅雄彦「人生パートナーシップ法合憲判決」自治研究79巻12号(2003)143頁以下、三宅雄彦「生活パートナーシップ法の合憲性」栗城壽夫・戸波江二・嶋崎健太郎編『ドイツの憲法判例Ⅲ』信山社(2008)189頁以下で紹介している。
- (15) 兩裁判については、渡邊・前掲 産大法学43巻3・4号を参照。
- (16) 渡邊・前掲 徳島文理大学紀要62号34頁。
- (17) 同判決については、渡邊・前掲 産大法学43巻3・4号426頁以下を参照。
- (18) 渡邊・前掲 産大法学43巻3・4号427頁。
- (19) 渡邊・前掲 産大法学43巻3・4号430頁以下。
- (20) 連邦憲法裁判所2007年9月20日決定と2009年7月7日判決との対比については、渡邊・前掲 産大法学43巻3・4号を参照。
- (21) BVerfGE 97, 1.
- (22) BVerfGE 97, 1 <Rz. 19>.
- (23) BVerfGE 93, 165.
- (24) BVerfGE 93, 165 <Rz. 28>.
- (25) BVerfGE 93, 165 <Rz. 29>.
- (26) Tölle, a.a.O., 2168f.
- (27) BVerfGE 25, 167 <Rz. 69>.
- (28) Christian Hillgruber, Ohne rechtes Maß? Eine Kritik der Rechtsprechung des BVerfG nach 60 Jahren, JZ 2011, 861ff., 866.

おわりに

日本への示唆としては、同性登録パートナーシップの効果だけではなく、婚姻の保護をどの範囲で認めるのかという点が考えられる。

ここで、婚姻の保護とは、他のカップルに比べて夫婦が優遇を受けていることを意味するとしておく。婚姻の保護は、他のカップルとの平等の問題を常に抱えている。ドイツでは、従来、婚姻と家族は基本法6条1項により国家による保護を受けるから、平等原則が及ばないと考えられてきた。しかし、本稿で紹介した裁判例などが示すように、もはやこの考えは維持できなくなった。ヨーロッパ司法裁判所も、異なるアプローチで同じ結論に至っている。

もっとも、これらの裁判例を指し示して、同性登録パートナーシップ法がない日本で同性カップルに婚姻と同等の効果を認めるべきという結論に直結するのではない。

同性カップルを夫婦と同じように扱うことを認めるには、まず婚姻と内縁・事実婚を比較して、内縁・事実婚に認められている効果があれば、次に男女間の内縁・事実婚だけではなく、同性間の内縁・事実婚にも認められるべきかを検討することになる。ヨーロッパ司法裁判所が示した考慮方法からすると、同性カップルと何が比較可能であるのかという点から、日本では考えなければならない。

相続税について連邦憲法裁判所2010年7月21日決定で問題となったが、日本では夫婦と同様に扱うことはできない。日本では、内縁・事実婚の当事者間で相続権は認められておらず、相続税法19条の2による配偶者の相続税の軽減措置も認められていないからである。⁽²⁹⁾ それでも、同決定は、我々に示唆を与えてくれる。

まず、カップルが継続した共同生活をおくり、協力して財産を形成し、相互に扶養義務を負っていれば、そのことに基づいて一定の優遇を認める可能性を示している。内縁・事実婚は、たしかに法的に明文では確立されたものではないかもしれないが、判例は婚姻費用分担の規定の類推適用を

認めており、扶養義務に関しては法的に確立しているとも評価できるからである。これは、男女のカップルのみならず、同性カップルにも妥当すると考える。

さらに、家族原理にかんする問題がある。家族とは夫婦と子から成立する、婚姻を核とする家族形成という理解が、父母が婚姻してないが子のある家族、子がいない夫婦のみの家族の増加・表面化によって揺らいでいると言われて久しい。そのような状況の中で、2010年決定が同性登録パートナーシップを対象として新たな家族原理を示したとはいえない。

もっとも、子の有無にかかわらず婚姻には同じ規定が適用されている現代において、家族原理を純粹に体现する規定が存在しうるのかの方が疑わしい。他方で、子を養育するパートナーシップ関係のみを対象とする方向に家族原理が純化していくともいえない。

例えば、オーストリアでは、一般社会保険法と事業社会保険法による健康保険給付を婚姻していないが被保険者と共同生活し無償で家事を行う異性の生活伴侶に認めていた。同性カップルの当事者が給付請求権を認めるように訴えたのに対して、連邦政府は子がいる家族への支援が目的であると主張した。憲法裁判所2005年10月10日判決は、子があることが要件ではないことを指摘し、同性カップルの給付請求権を認めた。⁽³⁰⁾ 違憲として削除された規定に代えて、連邦政府は、子の教育に専念している者という要件を新たに規定した。これにより、男女間か同性間かに関係なく、子を育てるパートナーシップが保護されることになった。しかし、この規定は、男女カップルに適用されることなく、2009年に改正され、子の教育に専念しているという要件が削除された。

また、同性登録パートナーシップに共同縁組が認められるとすれば、家族原理による保護の対象となるのかという問題もある。これを肯定するならば、婚姻または登録パートナーシップという制度と家族原理との結びつく可能性がある反面、制度外のカップル及び家族と家族原理の関係が問われるだろう。

註

- (29) 同性カップルも含めた日本における状況については、平田由紀子「事実上の夫婦の法的地位」松尾弘・益子良一編『民法と税法の接点——基本法から見直す租税実務——』ぎょうせい（2005）35頁を参照。
- (30) 同判決については、渡邊泰彦「同性カップルをめぐるベルギーとオーストリアの判決」東北学院法学65号（2006）8頁を参照。

付記

本研究は、科研費基盤研究(C) 22530093によるものです。